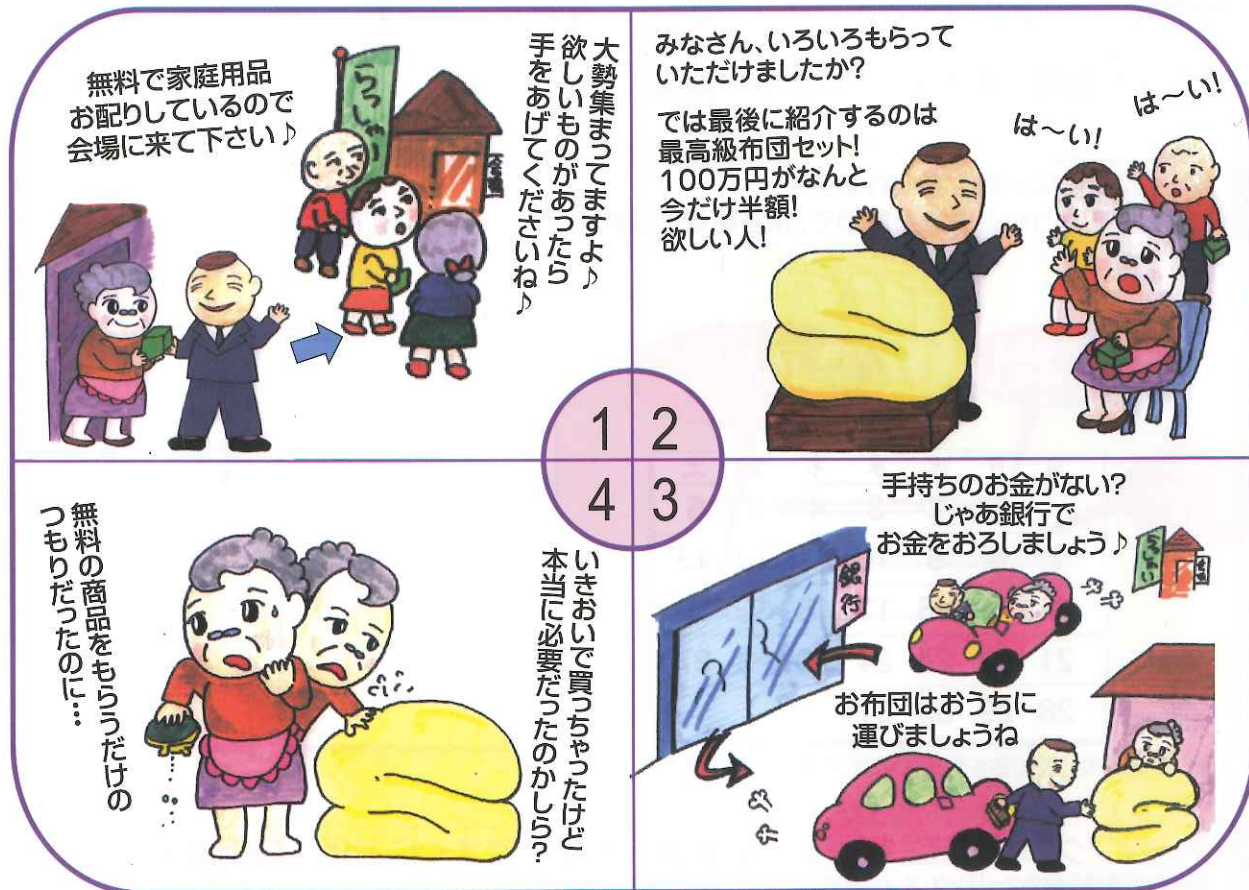




消費者注意報

Vol.5

無料(タダ)より怖いものはない! SF商法にご用心!



<p>Q.SF商法って何?</p>	<p>A. 「無料で商品をあげる」「健康に役立つ話をする」などと勧誘し、会場に人を集めます。参加者は会場の熱気に後押しされ、つい高額な商品を買ってしまいます。その場の雰囲気にもまれてしまうため、別名「催眠商法」と呼ばれています。</p>
<p>Q.契約してしまったら?</p>	<p>A. SF商法は訪問販売にあたる場合が多く、その場合は契約日を含め8日以内であればクーリング・オフができます。早めに消費生活センターに相談しましょう。</p>
<p>Q.無料で商品をもらうだけなら、問題ないのでは?</p>	<p>A. 「友達と一緒にだから」「無料の商品をもらうだけだから」といった安易な気持ちで会場に行くのは危険です。またそうした行為が業者の販売行為を手助けしていることにもなります。誰かが高額商品を買っているからこそ、無料でものもらえるという仕組みが成り立つのです。</p>
<p>Q.SF商法らしい業者から自宅を会場に使わせてほしいと頼まれるんだけど...</p>	<p>A. 会場となる場所が「●●さんの家の敷地内」「普段からよく知っている近所の空き店舗」ということで安心して行ってしまふことがあります。会場を提供した人が罰せられることはありませんが、SF商法の業者が来ない町づくりに協力することも大切です。</p>

ご相談はお近くの消費生活センターへ

クーリング・オフ制度とは・・・

○訪問販売などで契約してしまった場合、一定期間内であれば、無条件で解約できる制度です。

○訪問販売、電話勧誘販売などの場合は、**契約書面を受領した日から8日以内に必ず書面で**通知してください。

○はがきで通知する場合

- ・ **特定記録郵便**または簡易書留で出します。
- ・ 郵便局に出す前にはがきの両面をコピーし、郵便局の受領書と一緒に保管します。

○クレジット利用の場合は、クレジット会社にも出します。

効果

支払ったお金は全額返金されます。
商品の引き取り料金は業者負担で、損害賠償や違約金を払う必要もありません。

契約書面を受け取った日

クーリング・オフここまで(8日以内)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

内職・モニター商法やマルチ商法の場合(20日以内)

(はがきの記載例)

郵便はがき

〇〇市〇〇区〇〇町

〇〇株式会社
代表者様

- 申込日 平成〇年〇月〇日
- 販売店名
- 商品及び金額
- 担当者名

上記日付の申込は撤回
(または契約を解除)します。
なお既払額の〇〇円を返金し
商品を引き取ってください。
平成〇年〇月〇日
住所
氏名

注意

クーリング・オフ期間を過ぎてもあきらめないですぐにお近くの相談窓口へ
(契約時の書面不備やクーリング・オフの妨害に当たる行為等があると、期間が過ぎていても適用される場合があります。)

**不安なときは
まずお電話を!**

消費者ホットライン (お近くの相談窓口につながります)

☎ 0570-064-370

京都府消費生活安全センター

☎ 075-671-0004

山城広域振興局商工労働観光室

☎ 0774-21-2426

南丹広域振興局商工労働観光室

☎ 0771-23-4438

中丹広域振興局商工労働観光室

☎ 0773-62-2506

丹後広域振興局商工労働観光室

☎ 0772-62-4304

消費生活土日祝日電話相談

☎ 075-257-9002

京都府ホームページ(くらしの情報ひろば) <http://www.pref.kyoto.jp/shohise/>